

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち附則に三項を加える改正規定中「三項」を「五項」に改め、附則第十一項の次に次の二項を加える。

12 俸給表に掲げる俸給月額（俸給表の備考に定める俸給月額を含む。以下この項において同じ。）は、当分の間、次の各号に掲げる俸給表の区分に応じ、当該俸給月額から当該各号に定める額に相当する額を減じた額（当該額に百円未満（第二号に掲げる俸給表にあつては、千円未満）の端数が生じるときは、人事院規則で定めるところによりその端数を処理した額）とする。

一 次号に掲げる俸給表以外の俸給表 当該俸給表に掲げる俸給月額に百分の五を乗じて得た額

二 指定職俸給表 当該俸給表に掲げる俸給月額に百分の十を乗じて得た額

13 当分の間、国税庁長官が民間における給与の実態に関する統計を作成するための調査を行った場合には、当該調査を第二十四条の規定に基づき人事院が行つた事実の調査とみなして、同条の規定を適用する。

第三条に次の改正規定を加える。

附則に次の一項を加える。

(俸給月額の特例)

3 第六条第一項及び第二項に規定する俸給表に掲げる俸給月額は、当分の間、当該俸給月額から当該俸給月額に百分の五を乗じて得た額に相当する額を減じた額（当該額に千円未満の端数が生じるときは、人事院規則で定めるところによりその端数を処理した額）とする。

第五条に次の改正規定を加える。

附則に次の一条を加える。

(俸給月額の特例)

第三条 第七条第一項に規定する俸給表に掲げる俸給月額は、当分の間、当該俸給月額から当該俸給月額に百分の五を乗じて得た額に相当する額を減じた額（当該額に千円未満の端数が生じるときは、人事院規則で定めるところによりその端数を処理した額）とする。

第七条のうち附則第十一条第一項の改正規定中「附則第十一条第一項中」の下に『「、当該俸給月額」を

「当該俸給月額」に改め、「割合」の下に「から人事院規則で定める割合を控除した割合」を、「額とし」の下に「、同日において医療職俸給表(一)又は任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員である者にあつては当該俸給月額に一を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額とし」を、』を加える。

附則第三条第一項中「及び第七条」を「及び第八条」に改める。

附則第九条を附則第十条とし、附則第八条を附則第九条とし、附則第七条を附則第八条とし、附則第六条の次に次の一条を加える。

(法制上の措置)

第七条 政府は、職員の能力及び実績に応じた処遇を徹底するための措置の一環として、この法律の施行後三月以内に、顕著な成果をあげた職員が現行の給与制度の下で受けられる給与よりも高い給与を受けられる新たな制度の在り方について検討を加え、その結果に基づき、当該制度を創設するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。